

身延町地域おこし協力隊員募集要項

1 目的

東京の西隣にある山梨県の南部に位置する身延町は、人口約 10,000 人。町の中央を流れる日本三大急流のひとつ「富士川」と、その東西に連なる急峻な山岳地帯が、四季折々の風景を美しく描き出す自然豊かな町です。

南部に広がるのは、荘厳な雰囲気漂う聖地「日蓮宗総本山身延山久遠寺」。東部には、本州随一の透明度を誇るウォーターアクティビティのメッカであり、千円札にも描かれている「本栖湖」と、1300年の歴史をつなぐ癒しの名湯「下部温泉」、そして北部には、450年以上もの間連綿と漉き継がれてきた伝統工芸「西嶋和紙」。

歴史と文化と伝統が息づく身延町には、訪れる人を包み込む、優しい時間が流れています。

観光立町を目指す身延町では、コロナ禍により減少した観光客を誘客し、観光資源を生かしつつ滞在時間の増加にもつながるよう、関係団体等と力を合わせ取り組む必要があると考えております。また、商工業については、過疎化が顕著に進行し、後継者不足による商工業の衰退が懸念されており、身延町商工会と連携した事業展開が必要とされています。そこで、さまざまな地域課題に向き合い、新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域の方と一緒に魅力ある持続可能な地域づくりを目指すことを目的に、「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

2 募集人数

2名

3 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- (1) 応募日において、三大都市圏又は政令指定都市に現に住所が有り、任用後、身延町内に住民票を移動し、生活拠点を移すことができる方（地域要件については総務省ホームページ参照）
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、異なる価値観を持つ人たちとも円滑なコミュニケーションが図りながら積極的に企画・提案・実施ができ、求められた業務に対して誠実に取り組める方、活動に取り組むことができる方
- (3) 協力隊としての活動期間終了後も身延町に定住し、就業・起業しようとする意欲がある方
- (4) 観光振興または商工振興に深い熱意を有し、自ら情報を収集し、必要なサポートを求めながら業務を遂行できる方
- (5) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる方
- (6) インターネットの基本操作（SNSによる情報発信等）ができる方
- (7) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (8) 応募日において、年齢が18歳以上の方
- (9) 普通自動車免許が有り、実際に運転できる方
- (10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

4 活動内容

①【観光振興業務】 募集人数 1名

業務内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 観光情報の収集と発信及びホームページの更新、SNSの運用に関する業務 (2) 観光スポット、グルメや店舗、イベント等の案内（電話、窓口、資料発送等）に関する業務 (3) 各種イベント事業の企画・運営に関する業務 (4) 観光関連事業者（行政・民間事業者・各種団体等）との連絡調整に関する業務 (5) インバウンドに関わる各種事業に関する業務 (6) フィルムコミッションに関わる各種事業に関する業務 (7) 観光マップ、パンフレット、チラシの作成に関する業務 (8) 身延町観光課所管業務の補助 (9) 活動期間終了後の起業・就業に向けた隊員の特性に合わせた自主活動 (10) その他、地域おこしに向けて町長が必要と認める活動
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・身延町の観光振興に興味、関心のある方 ・観光関係に関する知識や経験があり、経験を活かしたい方 ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方 ・観光や自然体験に興味があり、体を動かすことが好きな方 ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方 ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

②【商工振興業務】 募集人数 1名

業務内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) キャッシュレス決済等のデジタル化推進に関する業務 (2) 各種イベント事業の企画・運営に関する業務 (3) 新商品の開発に関する業務 (4) 町内で後継者不足となっている事業所の実態の把握と事業承継に関する業務 (5) 身延町観光課所管業務の補助 (6) 活動期間終了後の起業・就業に向けた隊員の特性に合わせた自主活動 (7) その他、地域おこしに向けて町長が必要と認める活動 <p>※(1)～(4)の業務については、身延町商工会との連携必須とします。</p>
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方 ・商工業者や住民の話に真摯に向き合い、共に解決に向け行動する意欲のある方 ・自身の経験を生かし、商工業の活性化に情熱を持って取り組める方

5 任用形態・任用期間

任用形態は会計年度任用職員となり、任用の日から令和5年3月31日までとなります。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で任用日から3年間勤務可能となる予定です。

6 勤務条件等

(1) 勤務地

身延町役場観光課（身延町梅平2483-36）

(2) 勤務時間

通常の勤務時間は、8時30分～17時00分までとし、1日につき7時間30分を超えない範囲において、1週間当たり37時間30分以内とします。

(3) 報酬

時給 1,078円（例：月の勤務日が22日の場合177,870円）

※報酬から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

※別途、期末手当（6月・12月）を支給します。

(4) 手当

- ・期末手当（6月・12月）
- ・通勤手当（支給対象となる場合のみ）
- ・時間外勤務手当

(5) 休暇等

① 年次有給休暇

年度ごとにおける休暇とし、10日（4月1日任用の場合）

※初年度は6カ月経過後に5日間付与されます。

※任用後1カ月は条件付き採用となります。

② 特別休暇あり（夏季休暇、忌引休暇 など）

(6) 社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

(7) 兼業等

あらかじめ町長の許可を得たうえで行う地域おこし活動の延長、または、他の営利活動等は業務に支障のない範囲で可能とします。

(8) 旅費等

地域おこし活動等により発生する旅費を、町規定により支給します。

(9) その他

① 任用期間中の住居は、町で紹介することができます。なお、町から予算の範囲内で、任用期間中の家賃の一部を補助する予定です。（光熱水費は本人負担となります。）

② 活動に係る経費は、活動計画の内容に基づき、予算の範囲内で準備します。

7 応募方法

(1) 応募期間

令和4年9月16日(金)から令和5年3月31日(金)まで

(2) 提出書類

下記の書類を郵送または持参にて提出ください。(郵送の場合、締切日の消印有効。)

応募用紙は身延町ホームページからダウンロードできます。インターネット環境が無い方は電話にてお問い合わせください。後日、応募用紙を郵送します。

身延町ホームページ <https://www.town.minobu.lg.jp/>

【提出書類】

- ① 応募用紙
- ② 履歴書（市販品をご購入ください。必ず写真を添付して提出してください。）
- ③ 住民票1通（提出日から3ヶ月以内に発行したもの）

(3) 選考方法

① 書類選考

提出書類により都度書類選考を行います。結果は応募した方全員に連絡します。

② 面接

書類選考の合格者に対し、都度面接による選考を実施します。面接の日時・場所については、文書により通知します。また、面接の結果（合否）についても文書により通知します。

③ その他

採用が決定した場合は、応募期間中においても募集を終了します。

応募先・問い合わせ先

〒409-2592

山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483 番地 36

身延町役場観光課

電話 0556-62-1116 FAX0556-62-1118

E-mail kankou@town.minobu.lg.jp